

2020年4月7日

教員の皆様へ

2020年度前期の授業開始再延期と遠隔授業化について(4月7日改訂)

学長 齊藤 言子
副学長・教務部長 立石 浩一

新型コロナウイルス感染症の影響は、首都圏のみならず、関西圏においてもさらに広がっており、本学と関連の深い大阪府、兵庫県においても、様々な形での外出自粛要請が出ています。4月8日午前0時発効の緊急事態宣言が出るのが確実な情勢の中、事態は本当に予断を許さない状況になっております。

このような状況下、4月3日付けにて、授業開始の2週間延期と一部の遠隔授業化について、お知らせをいたしました。

しかしながら、緊急事態宣言が現実のものとなった今、さらなる決断を余儀なくされましたので、それについてお伝えいたします。

基本方針と行動指針

前回のお知らせと重ねて改めて申し上げますが、大原則は、学生、教職員の健康の維持、これほどの大学であろうと、どの組織であろうと同じであると考えます。そのために、感染拡大を防止するため、本学は何が出来るのかを考える、これがすべての行動の原則です。本学の、3000人強の大学生・大学院生と中学部生・高等学部生が、1つのキャンパスに入れ替わり立ち替わり通学する状況で、感染症のさらなる拡大という現実を見ますと、到底緊急事態宣言が発効した時点で学生および教職員を通常の形でキャンパスに受け入れることは出来ない状況である、これは、本学だけが例外ではなく、どこの大学・学校においても同様と考えます。

そこで、4つの方針を決定いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 授業日程を、遠隔授業については5月7日開始、8月7日終了。対面授業については、5月14日開始、8月7日終了とします。遠隔授業については、今現在状況の改善が見通せない中、今学期終わりまでその形態で開講される予定です。
- 2 対面授業については、実験・実技を伴う授業でやむを得ないもののみについて、例外的に開講されます。これについては、換気、学生教員お互いの間の距離を取る、身体接触をしない、機器の共有(例:通信タブレットの共有など)をしないとといった、「三つの密(密閉・密集・密接)」を回避することに細心の注意を払って実施することといたします。一部遠隔で対面授業は最小限といった開講も可能です。
- 3 本学の実験設備などの最小限の維持、決済を要する本学業務案件、及び、登録業務、入試業務、授業の維持などに関わる者を除き、原則4月9日より5月6日まで登校をお控えください。

4 事務室などは原則窓口業務を停止いたします。登録に関する事など、お問い合わせは窓口ではなく、基本的にメールで行います。連絡先については、別紙にございますもの以外もしありましたら、本学ウェブサイトなど、またメールにて順次お知らせいたしますので、ウェブサイトを気を付けてチェックしていただきたくお願い申し上げます。

遠隔授業の実施につきましては、別途配布いたします、「授業の遠隔化のお願い及び授業日程の再変更のお知らせ」(4月7日付)をご参照ください。

最後に

学外でも、実は学内でもそうですが、学生、教職員問わず、このような事態ですので行動について本当に注意しなくてはならない、これは変わりません(本学ウェブサイト「行動に関する注意喚起」(<https://www.kobe-c.ac.jp/news/200330kansen>)など参照)。お互いに、感染しない、感染させない、を心に止め、行動の自己管理をお願いいたします。授業のためだけに登校するということをお避け下さい。外を出歩くという行為自体が、自身が感染する、また人を感染させるリスクを生じさせているのだということを、常に心にとめてください。「自分は大丈夫」ではありません。

以上